

# 仙台市漁業経営緊急支援事業 実施のお知らせ

資材価格の高騰が経営へ影響を及ぼしていることから、漁業者の方を対象に、漁具購入費用等に応じ支援金をお支払いします。

## 漁具購入費用等とは

浅海漁業・内水面漁業を営む漁業者が漁業のために使用する漁具の購入費用および修繕費用  
(遊漁船業または釣りに用いる用具は対象外)

## 次の要件を満たす方が申請できます

- ◎仙台市内に所在地をおく事業所または市内に住所のある「漁業者」
- ◎仙台湾およびその近海にて浅海漁業(内水面漁業を含む)を行っている方、または養殖業を営んでいる方

漁具購入費用等(※) × 1/2 以内の額(上限 200 千円)

※令和7年10月1日から令和8年9月30日までに支払ったもの



詳細はこちら↑

裏面に続きます

## 留意事項

他の自治体から漁具購入費用等にかかる補助金を受けている場合は、その金額を差し引いた額が支給額となります。

その場合は必ず報告してください。その報告がなく申請が行われた場合は、補助金交付決定を取り消すこともあります。

## 必要書類

- ・様式第1号 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・様式第1号の1 事業実績書
- ・様式第1号の2 収支決算書
- ・様式第3号 補助金交付請求書
- ・仙台市漁業経営緊急支援事業に係る漁具購入費用等報告書
- ・令和7年10月1日～令和8年9月30日までの間に支払った漁具購入費用等がわかる書類の写し(領収書・レシート等)
- ・漁船登録書の写し
- ・漁業・養殖業を営んでいることを証明する書類の写し

※漁業協同組合を通じて申請いただける場合があります。所属する漁業協同組合の支所にお問合わせください

申請期間:令和8年4月1日(水)～令和8年11月30日(月)

※期間内であっても予算上限に達した時点で募集を終了いたします。

### 【申請・お問合せ先】

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号  
仙台市経済局農林部農林企画課企画調整係あて  
電 話:022-214-8265  
F A X:022-214-8338  
E-mail:kei008110@city.sendai.jp

